

令和5・6年度 物品購入等

一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書等の受付について

独立行政法人都市再生機構

目 次

1	競争参加申請資格	2
2	受付方法及び受付期間	2
(1)	定期受付	2
(2)	随時受付	2
3	受付業種区分等	3
4	提出書類	3
5	提出部数	5
6	その他	5
別表	受付業種の区分	7
表 1	定期受付（文書郵送方式）の宛先	9
表 2	随時受付（文書郵送・文書持参方式）の宛先・受付場所	10
表 3	提出書類チェックシート	11

1 競争参加申請資格

競争参加の申請を行う者は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ていない者でないこと又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (2) 一定の不誠実な行為により当機構から競争参加資格を取り消された者にあつては、その後2年間を経過していること。
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の記載又は記載漏れがないこと。
- (5) 法律上の許可等を必要とする営業種目について、必要な許可等を受けていること。

2 受付方法及び受付期間

(1) 定期受付

以下のとおり受付を行います。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。また、「**全省庁統一資格審査申請**」とは様式が異なりますので、ご注意ください。

① 受付方法

文書郵送方式に限り受付を行います。表1(P9)の郵送宛先に『4 提出書類』に記載の申請書類を封入し、封筒の表・左下に物品購入等と朱書きし、書留郵便その他信書が発送可能なサービスで郵送してください。申請書の様式は以下 URL からダウンロードできます。記入方法について、又は郵送後10日を経過しても受理通知の連絡がない場合には、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問い合わせください。

なお、申請書類が郵送受付期間内に到着しなかった場合には、原則として(2)の随時受付での取扱いとさせていただきます。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

② 受付期間

令和5年1月10日（火）から令和5年1月24日（火）まで（期間内必着）

(2) 随時受付

以下のとおり文書郵送又は文書持参方式により受付を行います。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。また、「**全省庁統一資格審査申請**」とは様式が異なりますので、ご注意ください。

① 受付方法

文書郵送方式による場合は、表2(P10)の郵送宛先に『4 提出書類』に記載の申請書類等を封入し、封筒の表・左下に物品購入等と朱書きのうえ、書留郵便その他信書が発送可能なサービスで郵送してください。申請書の様式は以下 URL からダウンロードできます。記入方法について、又は郵送後10日を経過しても受理通知の連絡がない場合には、申請書の郵送先に

お問い合わせください。

文書持参方式による場合は、申請者の本社（店）所在地別に対応する表 2（P10）の本部等において受付を行います。受理票（切手の貼付及び返信先の記入は不要です。）又は様式 1 - 1 の写しを申請書類と一緒に持参し、参加をご希望の入札等がある場合はお申し付けください。

なお、手続き及び記入方法について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

② 受付期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）以降随時

〔注〕 随時受付における文書郵送方式及び文書持参方式について、重複して申請することのないよう注意してください。重複して申請をし、かつ、申請内容に相違があった場合、どちらの内容で登録されるかについては、申請者の意向に沿えないことがあります。

3 受付業種区分等

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、物品購入等に係る契約のうち、以下の業種区分等に係るものとなります。

- (1) 受付を行う業種区分…別表（P7、8）のとおり
- (2) 登録を行う地区…表 1（P9）及び表 2（P10）のとおり
- (3) 競争参加資格の有効期間
 - ① 定期受付： 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
 - ② 随時受付： 競争参加資格の認定の日（受付日の翌月 16 日又は当機構が必要と認めた日）から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 提出書類

次の書類をご準備のうえ、表 3（P11）により提出書類の確認を行ってください。なお、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）…【様式 1 - 1 ～ 3 ・ 付表】
- (2) 営業品目一覧…【様式 2 - 1 ～ 3】
- (3) 営業経歴書…【様式 3】
- (4) 登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し）…【官公庁所定様式】〔※注〕

申請者が法人の場合に必要なとなります。なお、登記事項証明書とは、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条第 5 号から第 9 号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第 10 条に規定する書面をいう。）をいい、申請者が法人の場合の提出書類です。

- (5) 直前 1 年間における納税証明書その 3 等（写し）〔※注〕

以下の様式のうち、個人にあつては②、法人にあつては③の官公庁による証明書を可能な限り提出してください（①の提出も可能ですが、証明の対象となる税の種類が不足している又は異なっている場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。）。

- ① 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3…未納の税額（申告所得税（個人）、法人税（法人）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書
- ② 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2…「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書
- ③ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3…「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

また、外国事業者の場合は、当該書類に代えて、当該国の管轄省庁又は権限のある機関の発行する書面を添付してください。

- (6) 審査基準日（申請しようとする日の直前の事業（営業）年度の終了日）直前の事業（営業）年度において、申請者が自ら作成する次の財務諸表（年2回決算の場合は2期分）

- ① 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
グループ会社等の場合は、連結の決算報告書ではなく単体の決算報告書を提出してください。
- ② 個人の場合は、貸借対照表（青色申告者については、確定申告書に添付した青色申告決算書の資産負債調をもって代えることができます。）及び収支内訳書

受付期間中に、審査基準日の直前の事業（営業）年度の財務諸表の調製が完了しない場合には、直前1年間の事業（営業）年度の前年度の財務諸表を提出してください。

- (7) 委任状…【様式4】

行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の3か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。

- (8) 受理票…【様式5】

文書郵送方式の場合は、受理票様式をはがきの裏面に貼り付け、はがきの表面に返信先の記入及び切手を貼付してください。文書持参方式の場合は、はがきは不要です。受理票様式又は様式1-1の写しを申請書類と一緒に持参してください。

受理票の表面

切手

文書郵送方式の場合は、送付先の記入及び63円切手を貼付してください。
文書持参方式の場合は、はがき及び切手の貼付は不要です。

〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇
(株)〇〇〇〇 御中

受理票の裏面

競争参加資格申請受理票

独立行政法人都市再生機構

受付番号 _____ 受付日: _____

(商号又は名称) _____ 殿

【物品購入等】
貴社から申請のあった標記については、確かに受理しましたので、通知します。

確認印又は受領本部署名

[注] 提出書類のうち官公署が行った証明書類については、申請日の3か月以内のもので、写真機、複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で複写したものであり、かつ鮮明（印影部分含む。）である写しに限り有効とします。

5 提出部数

登録希望地区の数にかかわらず、いずれか1つの受付場所に1部提出してください。

6 その他

- (1) 競争参加資格の有効期間中に申請内容に変更が生じた場合は、表2（P10）の宛先に、変更届及び必要な添付書類を1部提出してください（様式のダウンロード、提出の要否及び添付が必要な書類については、以下URLの「申請内容の変更等について」をご参照ください。）。
- (2) 当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行に伴い、平成14年10月1日以降、当機構が取得した文書（例：資格審査申請書類など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。
- (3) 競争参加資格があるとの認定を受けた者であって、会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続等開始決定を受けた者は、別冊「会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再度の申請方法について」に基づき、再度の参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更生手続等の開始決定者は、この再度の競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争等において競争参加資格があることの確認がなされない場合があります。

- (4) 令和3・4年度の資格認定分から、原則として、認定通知書を発行しておりません。

審査結果については、以下 URL に掲載する「有資格者名簿」をご確認ください。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

以 上

別表 受付業種の区分

受付を行う業種の区分は、次表のとおりです。

大分類	略号	小分類	品目例		
物 品 販 売	A	1 事務用品	a 筆記具、b 事務用消耗品、c 小型事務用品（パンチ、ナンバーリング、ホチキス等）、d ファイリング用品、e 製図用品、f 電子計算機用消耗品、g 事務用紙製品、h その他		
		2 事務機械	a シュレッダー、b フォーム断裁機、c 複写機、d 郵便料金計器、e 計算機、f O A 機器（パソコン、プリンター等）、h 時計、g その他		
		3 事務用家具	a 木製・スチール製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット、カウンター等）、b 黒板、c 金庫、d 保管庫、e 書庫、f 掲示板、g 応接セット、h その他		
		4 日用品雑貨	a トイレットペーパー、b お茶・コーヒー、c 洗剤、d 食器類、e その他		
		6 医薬品	a 医薬品、b 医療器具、c 医療機械、d 医療雑貨、e その他		
		7 電気器具	a 家庭用電化製品、b 業務用電化製品、c 照明器具、d その他		
		9 燃料	a 軽油、b 灯油、c ガソリン、d グリース油、e 潤滑油、f その他		
		10 繊維製品	a 織物、b 制服、c 事務服、d 作業服、e 雨衣、f 白衣、g じゅうたん、h 寝具、i 安全靴、j 長靴、k その他		
		11 精密機械	a 制御機器、b 音響測定機器、c 光学機器、d 風向風速計、e 気象機器、f 試験機測定器、g その他		
		12 写真材料	a カメラ用品一般、b フィルム、c 映写機、d スクリーン、e マイクロ機械、f その他		
		13 図書・新聞	a 書籍、b 雑誌、c 新聞、d 地図、e その他		
		14 その他	b 消火器、c 徽章、d カップ・トロフィー、e 防災用品、g 商品券、h 電気の供給、f その他		
		製 造	B	1 印刷	a 活版、b 平板、c フォーム、d タイプオフセット、e 謄写印刷、f その他
				2 青写真・マイクロ	a 青写真、b マイクロ、c その他
3 模型	a 地形模型、b 建築模型、c 立体模型、d 立体地図、e その他				
4 精密機械	a 制御機器、b 音響測定機器、c 光学機器、d 風向風速計、e 気象機器、f 試験機測定器、g その他				
5 繊維製品	a 織物、b 制服、c 事務服、d 作業服、e 雨衣、f 白衣、g じゅうたん、h 寝具、i 安全靴、j 長靴、k その他				
6 映画・スライド	a 映画、b スライド、c ビデオ製作、d その他				
7 その他	a 印章、b ゴム印、c 製本、d 封筒、e 厨房機器、f その他				

大分類	略号	小分類	品目例
役務提供	C	1	清掃 a 清掃、d 廃棄物処理、e 害虫駆除、c その他
		2	運輸 a ハイヤー、b タクシー、c 自動車整備、d 荷貨物通運事業、e その他
		3	広告 a 広告の企画・実施、b その他
		4	装飾 a 装飾用植木、b 貸植木、c 生花造花、d 絵画、e 彫刻物、f その他
		5	デザイン a デザイン、b 印刷物の企画、c 編集、d その他
		6	サービス a ホテル業、b 食堂、e 事務所等警備、c ビル総合管理、d その他
		7	ソフトウェア・受託計算 a コンピューターサービス、b 情報処理サービス
		8	調査・研究 a 調査、b 研究、c その他 ※ 建設事業の計画又は工事の施工に関するものを除く。
		9	物品賃貸 a レンタル、b リース
		10	その他 a その他（翻訳、速記、通訳、不動産の登記、不動産の仲介、保守点検、クリーニング、写真撮影、宛名書、研修、損害保険、金融、情報通信等）
物件買受け	D	1	物品買受け a 不用品買受け、b その他

〔注〕 希望の業種について品目例に当てはまらない場合は、物品販売A-14-f、製造B-7-f及び役務提供C-10-aの「その他」を選択し、申請様式に具体的な取扱品目をご記載ください。

表 1 定期受付（文書郵送方式）の宛先

期間： 令和5年1月10日（火）から令和5年1月24日（火）まで

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録地区	郵送宛先及び問合せ先
東京、千葉、神奈川、埼玉、 茨城、栃木、群馬、長野、 新潟、富山、石川、山梨、 秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道	東日本地区	〒860-0804 熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6物品審査担当 電話096-288-1652 （持参等によるご来訪はご遠慮願います。）
愛知、静岡、岐阜、三重	中部地区	
大阪、京都、滋賀、福井、 奈良、和歌山、兵庫、岡山、 広島、鳥取、島根、香川、 徳島、愛媛、高知	西日本 （関西）地区	
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、山口、 沖縄	九州地区	

- 1 東日本地区に登録した場合、表2の本社から東日本賃貸住宅まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

表2 随時受付（文書郵送・文書持参方式）の宛先・受付場所
 期間： 令和5年2月1日（水）以降随時

文書郵送方式の場合

郵送宛先及び問合せ先	〒860-0804 熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6物品審査担当 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）
------------	--

文書持参方式の場合

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録 地区	持参受付本部等	備考
東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道	東 日 本 地 区	本 社 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー（総合受付：5階） 電話045-650-0189（会計課）	左記いずれの本部でも受付を行います。
		東 北 震 災 復 興 支 援 本 部 〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階 電話0246-38-8179（経理課）	
		東 日 本 都 市 再 生 本 部 〒163-1313 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階 電話03-5323-0679（経理課）	
		東 日 本 賃 貸 住 宅 本 部 〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階 電話03-5323-5705（経理課）	
愛知、静岡、岐阜、三重	中 部 地 区	中 部 支 社 〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階 電話052-238-9113（経理課）	
大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知	（ 関 西 ） 西 日 本 地 区	西 日 本 支 社 〒530-0001 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階 電話06-4799-1035（調達管理課）	
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄	九 州 地 区	九 州 支 社 〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4 九州支社2階 電話092-722-1017（経理課）	

- 1 東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

表3 提出書類チェックシート

提出書類チェックシート（物品購入等）

必 要 書 類	申 請 形 態	チ ェ ッ ク
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （物品購入等）【様式1-1～3・付表】		
営業品目一覧【様式2-1～2-3】		
営業経歴書【様式3】		
登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し） ※申請日の3か月以内のもの		
納税証明書その3等（写し） ※申請日の3か月以内のもの （法人の場合は可能な限りその3の3を提出）		
財務諸表（写し）		
委任状【様式4】 ※ 行政書士等による代理申請の場合		
受理票（はがきサイズ）【様式5】 ※ 文書郵送方式の方は切手貼付		